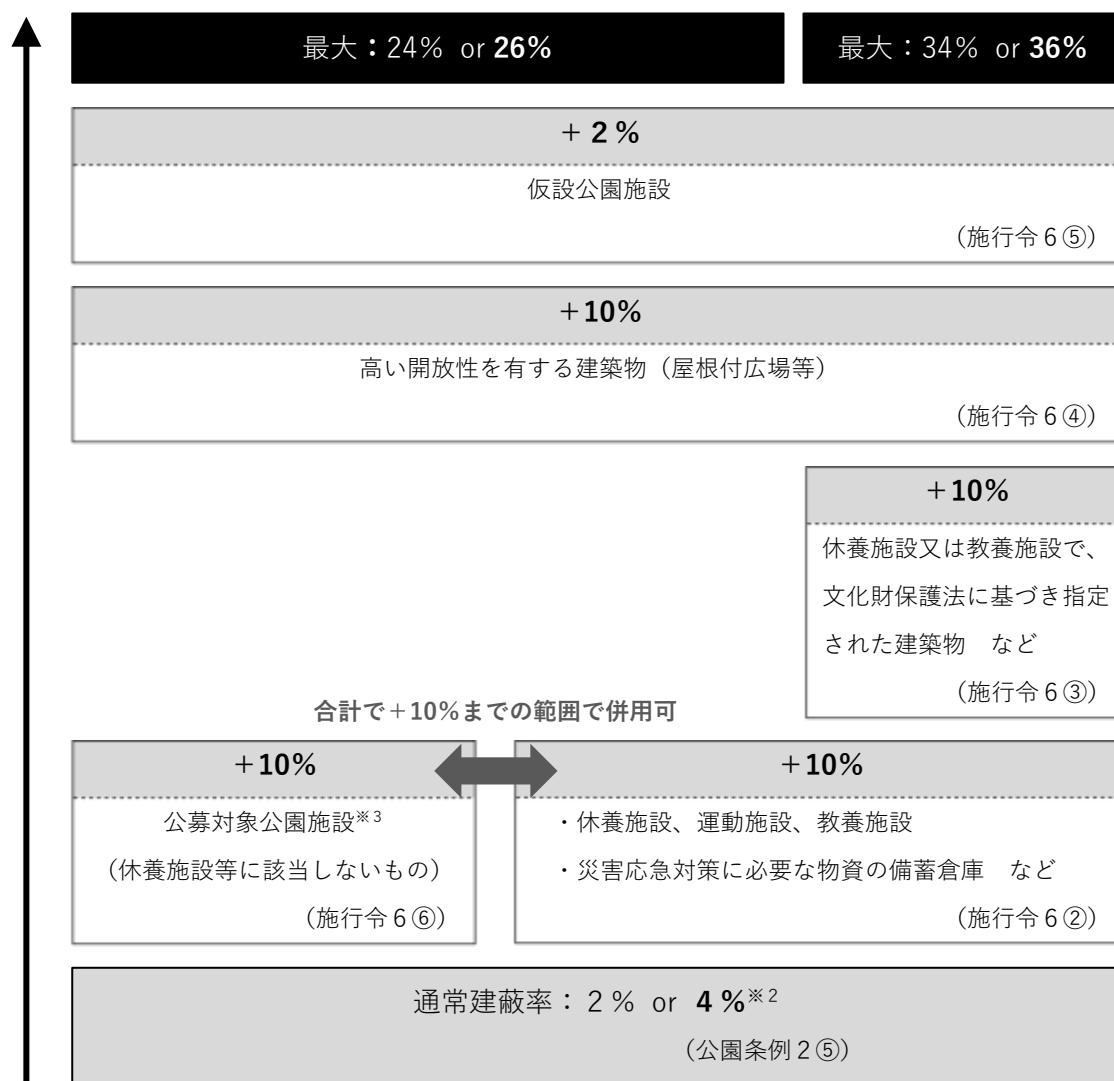


都市公園における建ぺい率の上限について

都市公園内に設置できる建築物については、都市公園法及び施行令、大阪市公園条例により、下図^{※1}に示すとおり、建蔽率の上限が定められています。



※1 『都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（令和5年3月改正版）』（国土交通省都市局 公園緑地・景観課）を参考に作成

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html

※2 大淀中公園は、公園条例第2条の5第1項第1号（敷地面積が0.25ha以上の都市公園で、主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする都市公園）に該当するため、4%となります。なお、大淀中公園における現状の建築物の設置状況については、次頁の表のとおりです。

※3 P-PFI制度において、公園利用者の利便性向上に資する公園施設として設置するもの。

■大淀中公園における現状の建築物の設置状況

建築物	施設分類	建築面積
消防ポンプ収納庫	その他施設 (災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫)	4.84 m ²
防災倉庫	その他施設 (災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫)	2.36 m ²
清掃用具庫 2 基	管理施設	4.5 m ²
合計		11.7 m ²

※公園面積5,391㎡に対する建蔽率 4 % : 約215㎡